

国立大学法人東京外国語大学の役員から職員への復帰に関する取扱規程

〔 令和 5 年 12 月 19 日 〕  
規 則 第 106 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）の役員が、定年退職相当日（国立大学法人東京外国語大学職員就業規則に定める定年による退職の日に相当する日をいう。）以前の日に退任する場合において、その者が引き続き職員に復帰する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員から職員への復帰)

第2条 役員（本学の職員から引き続いて役員となった者に限る。）が退任（解任された場合を除く。）した場合において、その者が職員として復帰を希望するときは、役員会の議を経て、その者が役員として任命される前に所属していた部局等の同じ職へ復帰させることができる。

2 前項の決定にあたっては、国立大学法人東京外国語大学職員の採用、離職等に関する規程その他の学内規程等に定める職員の選考、審査等の手続きは要しないものとする。

附 則

この規程は、令和5年12月19日から施行する。